

事 務 連 絡

平成23年6月16日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

(公印省略)

被扶養者認定申請時の提出書類について (通知)

このことについて、「共済組合員申告書」の変更に併せ、被扶養者認定申請時の提出書類を下記のとおり変更します。

つきましては、今後の事務処理に遺漏のないようお取り計らいいただきますとともに、貴所属所組合員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、変更後の提出書類については、別紙一覧表のとおりです。

記

○ 変更点

① 給与支給証明書の証明内容について追記

ア 認定の場合

むこう1年分の給与月額・社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの

イ 認定種別切替（一般認定から特別認定への切替）の場合

過去1年分及び切替時以降1年分の給与月額・社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの

② 事業所得、不動産所得等がある場合の添付書類について追記

確定申告書の写し（税務署の受理印があるもの）及び収入内訳書等の写し

③ 子の認定種別切替時の配偶者の所得証明書の取扱いについて追記

認定種別切替時には配偶者の所得証明書の添付を要しない。

被扶養者認定及び取消申告提出書類一覧

《一般認定》

	事 由		提 出 書 類	備 考
一 般 認 定 （ 給 与 上 の 扶 養 親 族 と な る 者 ）	認 定	子	○ 戸籍抄本 ○ 市町村長の所得証明書	【左記以外で状況により必要となる書類】
		弟妹、孫	○ 戸籍謄本 ○ 市町村長の所得証明書 ○ 他の扶養義務者の扶養していない旨の申立書	○ 資格要件を備えた年月日及びその理由がわかるもの ○ 給与所得のある者は、勤務先の給与支給証明書（むこう1年分の給与月額・社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの）
		配偶者	○ 戸籍抄本（夫妻の続柄が確認できるもの） ○ 市町村長の所得証明書 ○ 基礎年金番号が確認できるもの（基礎年金番号通知書等の写し）	○ 前に職のあった者は、雇用保険の適用が無い場合—元勤務先の離職証明書（雇用保険が無い旨が明記されているもの） 雇用保険の適用が有る場合—雇用保険受給資格者証の表裏の写し 雇用保険の適用が有るが、受給をしない場合—離職票1、2の写し及び雇用保険を受給しない旨の申立書
		60歳以上の父母又は祖父母	○ 戸籍謄本 ○ 市町村長の所得証明書（夫婦同一の生計と考えるので父母ともに必要） ○ 他の扶養義務者の扶養していない旨の申立書 ○ 年金等を受給している場合、最新の年金改定通知書の写し又は年金振込通知書の写し ※ 年金等を受給していない場合、その旨の申立書	○ 所得証明書について 義務教育終了前は不要 ○ 戸籍謄本について <u>父母を認定するときは、除籍者も含む戸籍謄本が必要</u> （父母とその子ども（除籍になった者も含む。）が記載されているもの）

【その他、一般認定の必要書類等】

- 子の場合、配偶者が被扶養者でないときは、配偶者の当該前年度の所得証明書を添付する。
(ただし、配偶者が公立学校共済組合員の場合は、申告書の余白部分に勤務先と氏名を明記し、添付書類は要しない。また、認定種別切替時にも要しない。)
- 被扶養者と別居しているときは、送金に関する申立書(送金者の申立書と受取人の申立書が必要)を添付する。
(ただし、配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書』でも可)
- 障害者又は病気療養中の者は、医師の診断書(就労不能の状況にあること及び今後必要とされる療養の期間が確認できること)又は障害者手帳の写しを添付する。
- 事業所得、不動産所得等が有る場合、確定申告書の写し(税務署の受理印があるもの)及び収入内訳書等の写しを添付する。

※ 戸籍謄本(抄本)、市町村長の所得証明書は発行後3か月以内のもの

※ 原本ではなく写しを提出する場合は原本証明をすること

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがあります。

《特別認定》

	事 由		提 出 書 類	備 考
特 別 認 定	認 定	配偶者・子・ 父母・孫・祖 父母・及び弟 妹で給与上の 扶養親族とな らない者	○ 扶養理由説明書 ○ 市町村長の所得証明書 ○ 給与所得のある者は、勤務先の給与支給証明書（むこう1年分の給与月額・社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの） ○ 前に職のあった者は、雇用保険の適用が無い場合一元勤務先の離職証明書（雇用保険が無い旨が明記されているもの） 雇用保険の適用が有る場合一元雇用保険受給資格者証の表裏の写し 雇用保険の適用が有るが、受給をしない場合一元離職票1、2の写し及び雇用保険を受給しない旨の申立書 ○ 他の扶養義務者の扶養していない旨の申立書 ○ 戸籍謄本 ○ 年金等を受給している場合、最新の年金改定通知書の写し又は年金振込通知書の写し ※ 年金等を受給していない場合、60歳以上の者については、その旨の申立書 ○ 海外留学生は在学証明書 ○ 送金に関する申立書（別居時のみ）	【左記以外で状況により必要となる書類】 ○ 資格要件を備えた年月日及びその理由がわかるもの ○ 配偶者の場合、扶養理由説明書は不要 ○ 所得証明書について 義務教育終了前は不要 ○ 戸籍謄本について <u>父母を認定するときは、除籍者も含む戸籍謄本が必要</u> （父母とその子ども（除籍になった者も含む。）が記載されているもの） ○ 子の場合、戸籍抄本でも可 ○ 配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書』でも可
		上記以外の三 親等内親族	上記以外に ○ 同居を要件とする者は住民票	

	認定種別切替	一般認定からの切替	○ 扶養理由説明書 ○ 市町村長の所得証明書 ○ 給与所得のある者は、勤務先の給与支給証明書（過去1年分及び切替時以降1年分の給与月額・社会保険適用の有無等雇用内容が確認できるもの） ○ 年金等を受給している場合、最新の年金改定通知書の写し又は年金振込通知書の写し ※ 年金等を受給していない場合、60歳以上の者については、その旨の申立書 ○ 海外留学生は在学証明書 ○ 送金に関する申立書（別居時のみ）	○ 配偶者の場合、扶養理由説明書は不要 ○ 配偶者・子の場合、送金に関する申立書に代えて『扶養証明書』でも可
--	--------	-----------	--	---

【その他、特別認定の必要書類等】

- 子の場合、配偶者が被扶養者でないときは、配偶者の当該前年度の所得証明書を添付する。
（ただし、配偶者が公立学校共済組合員の場合は、申告書の余白部分に勤務先と氏名を明記し、添付書類は要しない。また、認定種別切替時にも要しない。）
- 被扶養者として認定申請する者に配偶者があり、その配偶者が被扶養者として認定されていない場合は、その者の所得及び年金に関する書類を添付する。（配偶者を同時に認定申請する場合は、一覧表の提出書類が必要）
- 障害者又は病氣療養中の者は、医師の診断書（就労不能の状況にあること及び今後必要とされる療養の期間が確認できること）又は障害者手帳の写しを添付する。
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者並びに当該配偶者の父母及び子にあつては、当該事実を証明する書類（媒酌人の証明書又は所属所長の証明書）及び当該配偶者との続柄を明らかにする書類を添付する。
- 60歳未満の配偶者については、基礎年金番号通知書の写しを添付する。
- 事業所得、不動産所得等がある場合、確定申告書の写し（税務署の受理印があるもの）及び収入内訳書等の写しを添付する。

※ 戸籍謄本（抄本）、市町村長の所得証明書は発行後3か月以内のもの

※ 原本ではなく写しを提出する場合は原本証明をすること

※ 必要に応じて別途書類を提出していただくことがあります。

《認定取消》

	事由	提出書類	備考
認 定 取 消	取消をするとき	○ 要件を欠くに至った年月日及びその理由がわかるもの	(例) 就職・・・就職証明書又は社会保険証の写し 年金増額改定による取消・・・年金改定通知書の写し